地域振興・地域貢献に関する包括協定の締結について

平 成 20年 5月 12日 千葉県商工労働部経営支援課 電 話 043(223)2787

平成20年4月3日に公表・施行した「商業者の地域貢献に関するガイドライン」に基づき、このたび千葉県と㈱せんどうとの間で「地域振興・地域貢献に関する包括協定」を平成20年5月12日に締結しました。

包括協定の締結は、イオン㈱、㈱イトーヨーカ堂に続き3件目で、地元 スーパーとの締結は、今回が初めてとなります。

1 地域振興・地域貢献に関する包括協定について

「商業者の地域貢献に関するガイドライン」では、県内に多店舗を展開する商業者の基本姿勢を確認し、自発的に地域貢献に取り組む機運を醸成するため、県と大手小売業者との間で「地域振興・地域貢献に関する包括協定」の締結を進め、企業ぐるみで地域貢献に取り組んでいただく環境を整えることとしています。

今回の協定では、㈱せんどうは、県のガイドラインを尊重して積極的な地域貢献に努めることを、県は、情報発信や関係機関との調整を通じ、同社の円滑な取組を支援することをそれぞれ確認しています。

2 協定の締結企業について 株式会社せんどう

市原市八幡828

県内大型店13店舗(市原市6店舗、千葉市3店舗、他3市1町に各1店舗)

3 今後の予定

今後、ガイドラインの主旨を踏まえ、各地域での地域貢献、協働の取組を展開するとともに、その取組の内容について、県に対して「地域貢献計画書」又は「取組実績報告書」を提出いただくこととなります。

県では、提出された地域貢献計画書等をホームページなどで随時公表していきます。

問い合わせ先

包括協定に関する問い合わせ先は、県経営支援課。

締結先企業の窓口は、以下のとおり。

(株)せんどう 管理本部 総務部 電話 0436-42-3111